Ⅱ 第51号議案 市道路線認定及び廃止の件

第 51 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和5年9月14日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

			備		考	議案
路線名	起点	終点	予定延長	予定幅員	その他	参照図
			(メートル)	(メートル)		番号
御影山	神戸市東灘区	神戸市東灘区	148.80	6.00		その1
手 22 号	御影山手4丁	御影山手4丁				
線	目 182番 144地	目182番21地先				
	先					
御影山	神戸市東灘区	神戸市東灘区	12. 50	4.00	歩行者	その1
手 23 号	御影山手4丁	御影山手4丁			専用道	
線	目 182番 136地	目 182番 135地			路	
	先	先				
高倉台	神戸市須磨区	神戸市須磨区	41.00	4.00	歩行者	その2
149号線	高倉台6丁目	高倉台6丁目			専用道	
	5番11地先	5番38地先			路	
高倉台	神戸市須磨区	神戸市須磨区	139. 50	6.00		その2
150号線	高倉台6丁目	高倉台6丁目				
	5番38地先	5番26地先				
高倉台	神戸市須磨区	神戸市須磨区	120. 50	6.00		その2
151号線	高倉台6丁目	高倉台6丁目				
	25番40地先	25番24地先				
多聞118	神戸市垂水区	神戸市垂水区	146. 10	6.00		その3
号線	学が丘7丁目	学が丘7丁目				
	864番224地先	864番236地先				
多聞119	神戸市垂水区	神戸市垂水区	146. 20	6.00		その3
号線	学が丘7丁目	学が丘7丁目				
	864番198地先	864番212地先				
多聞120	神戸市垂水区	神戸市垂水区	71. 30	6.00		その3
号線	学が丘7丁目	学が丘7丁目				
	864番230地先	864番193地先				
月が丘	神戸市西区月	神戸市西区月	80.00	4.00	自転車	その4
1 丁目	が丘1丁目5	が丘1丁目5			歩行者	
12号線	番1地先	番8地先			専用道	
					路	
井吹台	神戸市西区井	神戸市西区井	950. 00	10.00		その5
北町82	吹台北町3丁	吹台北町5丁				
号線	目24番地先	目10番地先				
池谷20	神戸市西区井	神戸市西区櫨	600.00	8. 10		その5

号線	吹台北町3丁 目32番地先	谷町池谷字苗 代ノ内444番4 地先			
井吹台	神戸市西区井	神戸市西区井	320.00	10.00	その5
西町116	吹台西町8丁	吹台西町8丁			
号線	目3番地先	目1番1地先			

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

			備	考	議案
路線名	起点	終点	延長	幅 員	参照図
			(メートル)	(メートル)	番号
湊西方	神戸市兵庫区	神戸市兵庫区	11. 50	最大2.50	その6
面第18	東出町2丁目	東出町2丁目		最小1.40	
号線	103番 3 地先	92番 3 地先			
伊川谷	神戸市西区伊	神戸市西区伊	362. 80	1. 00	その7
里834号	川谷町布施畑	川谷町布施畑			
線	字大阪谷1073	字柏木谷1156			
	番地先	番122地先			
伊川谷	神戸市西区伊	神戸市西区伊	60. 70	1.00	その7
里835号	川谷町布施畑	川谷町布施畑			
線	字丸畑1181番	字丸畑1181番			
	17地先	17地先			
伊川谷	神戸市西区伊	神戸市西区伊	12. 60	1.00	その8
里670号	川谷町有瀬字	川谷町有瀬字			
線	下住尾1631番	下住尾1631番			
	12地先	12地先			
東灘里	神戸市東灘区	神戸市東灘区	23. 00	4. 40	その9
72号線	住吉本町1丁	住吉本町1丁			
	目1876番158	目1876番148			

② 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区萩原北工区内の従前の市道路線。(議案参照図 その10)

理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、 議会の議決を経る必要があるため。 (参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

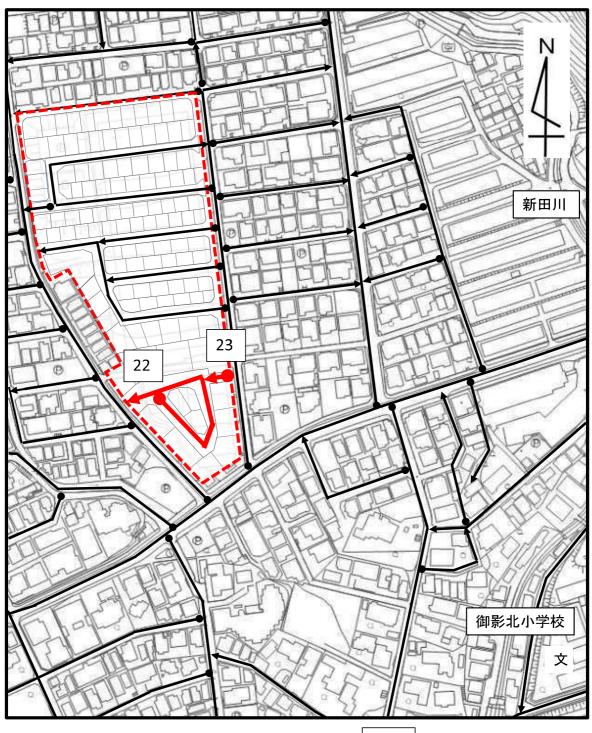
- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経な ければならない。

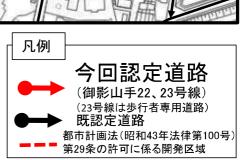
3~5 [略]

(路線の廃止又は変更)

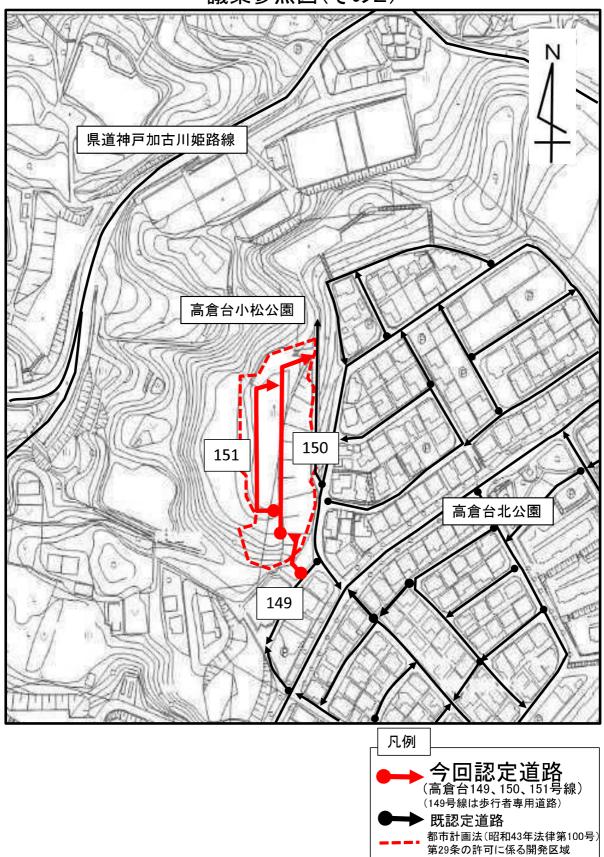
- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと 認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様と する。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ 準用する。

議案参照図(その1)

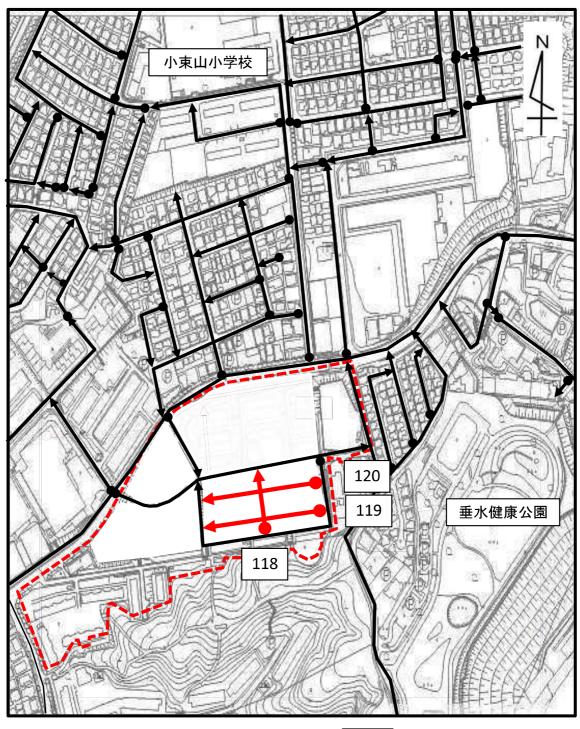


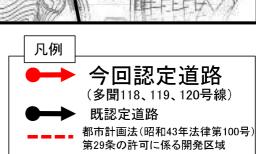


議案参照図(その2)



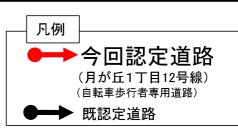
議案参照図(その3)



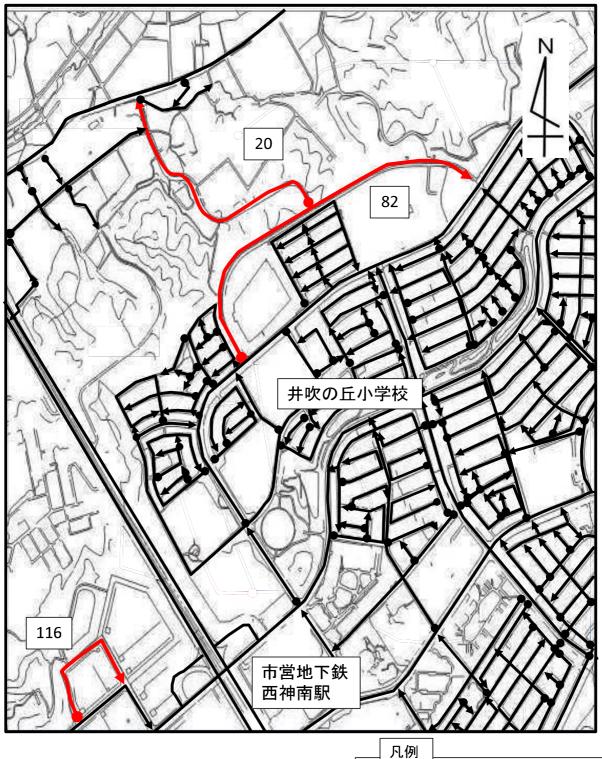


議案参照図(その4)





議案参照図(その5)

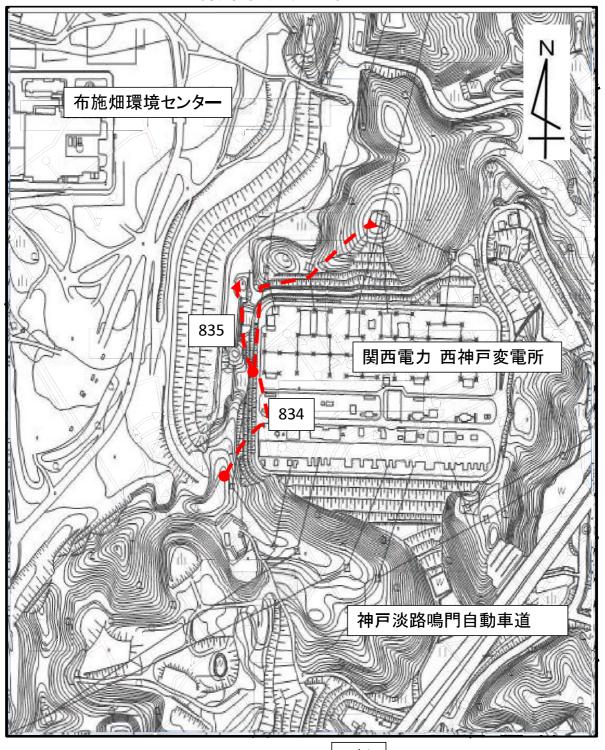


→ **今回認定道路** (井吹台北町82号線、池谷20号線、

議案参照図(その6)



議案参照図(その7)



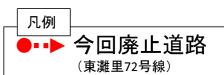
凡例 **今回廃止道路**(伊川谷里834号線、835号線)

議案参照図(その8)



議案参照図(その9)





議案参照図(その10)

